

## 石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金の公募について

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地における子どもの居場所づくり活動を促進するため、補助事業を以下のとおり募集します。

### 記

#### 1 補助事業者

県内に拠点を持ち、被災地で子どもの居場所づくり活動を行う法人及び任意団体

#### 2 補助対象事業

以下の要件をすべて満たす子どもの居場所づくり活動事業

- (1) 県内外の他のNPO法人等と連携し、子どもの居場所づくり活動を実施すること
- (2) 被災地に居住する子どもを主たる対象とすること
- (3) 年4回以上の継続した活動を実施すること
- (4) 補助対象事業を実施する場所の市町と連携すること
- (5) 「被災地の子どもの居場所づくり支援ネットワーク会議」で事業内容を共有すること

#### 3 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費のうち知事が認めるもの

#### 4 補助限度額

50万円

#### 5 募集期間

令和8年5月8日（金）～6月8日（月）

#### 6 備考

募集期間終了後、書類選考による審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定します。

※補助金の詳細についてはホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/ibasho/hojokin.html>

